

東日本大震災で被災された受験生に対する支援について

東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。群馬医療福祉大学・同短期大学部では、被災された受験生に対して、下記の支援を講じることと致しました。

【支援内容、手続き】

- 1、入学金免除(平成26年4月入学予定者)
- 2、学費等納入期日の延長(平成26年4月入学予定者)

【対象者】

以下のいずれかに該当する受験生を対象とします。

- (1)受験生本人又は主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住している者又は同震災後に当該区域から転居した者で、この被災により罹災証明書の交付を受けた者。
- (2)受験生本人又は主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住している者又は同震災後に当該区域から転居した者で、この被災により主たる家計支持者が死亡した者又は行方不明となっている者。
- (3)受験生本人又は主たる家計支持者が、福島第一原子力発電所事故による警戒区域又は計画的避難区域に居住している者又は同原発事故後に当該区域から転居した者

【提出書類】

- ・出願期間内に所定の出願書類と一緒に『罹災証明書(写)』(またはこれに代わる証明書(写))を提出してください。
- ・学納金延納届※本学所定用紙(入学後の手続き)

その他、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

群馬医療福祉大学・同短期大学部
アドミッションセンター
TEL 027-253-0294
FAX 027-254-1294